

《令和5年度にお子様が小中学校に入学される保護者の皆様へ》

令和4年度「新入学準備金の入学前支給」について

北塩原村では、村立の小中学校に通う子どもたちが滞りなく義務教育を受けられるよう、以下の認定要件を満たし、令和5年度に小中学校へ入学されるお子さんがいる保護者に対し、就学援助費の一部として入学準備に必要な費用を入学前に援助します。

新入学準備金とは

就学援助費の一部である「新入学児童生徒学用品費」を、入学前の3月に前倒し支給するものです。制服やランドセル、運動着等の入学時に必要な学用品を購入する費用の一部を援助するために支給します。

支給額：54,060円（新小学1年生） 60,000円（新中学1年生）

支給日：令和5年3月24日（金）

1 支給の対象となる方

- （1）令和5年4月に村内の小中学校に入学予定のお子さんがいる方
- （2）1月1日現在で北塩原村に居住している方
- （3）令和4年度の就学援助制度の準要保護の認定基準に該当する方

※次に該当する場合は、入学前支給の対象になりませんので、申請を行わないでください。

- ・令和5年3月末までに村外へ転出する場合（受給後転出した場合は、返還となります）
- ・生活保護の方（教育扶助の一部として入学準備金が含まれているため対象になりません）

【準要保護の認定基準】

次のいずれかの要件に該当し、かつ同一生計の世帯全員の前年所得の合計額が基準額以下の場合となります。

- （1）生活保護の停止又は廃止
- （2）障害者、寡婦又は寡夫で所得が135万円以下のため村民税非課税
- （3）村民税、個人事業税、固定資産税の減免、国民健康保険税の減免又は猶予
- （4）国民年金掛金の減免
- （5）児童扶養手当の支給
- （6）その他（上記に該当しない方は、世帯全員の前年所得の合計額で判定させていただきます）

※生活保護基準の改定により、認定基準に変動があります。

※認定基準は世帯員の人数や年齢、ひとり親、持家か賃貸かといった違いにより世帯で異なります。

※住民登録が別住所になっている場合や同住所で世帯分離している場合でも、同じ家に住んでいれば同一生計の世帯員とみなします。また、出稼ぎ単身赴任等により別居している場合や同住所地に住民登録を残したまま別居している場合も、同一生計の世帯員となります。

裏面もご覧ください

2 申請方法・申請時期

申請書に必要事項を記入押印のうえ、令和3年分の世帯全員の所得を証明する書類（令和4年度所得証明書もしくは令和4年分源泉徴収票の写し）など必要な添付書類を付け、各小学校もしくは北塩原村教育委員会に提出してください。

【申請期間】

令和5年1月16日（月）～令和5年2月3日（金）

※2月下旬～3月上旬に、申請の結果を通知します。

【申請方法】

- ①各小学校もしくは村教育委員会で申請書を受領してください。
- ②申請書に必要事項を記入してください。
- ③次の証明書類の写しをとってください。
 - ・同一生計の世帯全員分の令和3年分の所得を証明する書類（18歳未満で収入がない方を除く）
※役場窓口で就学援助申請に使用する旨伝えてください。無料で発行となります。
 - ・認定要件に該当していることが分かる書類（児童扶養手当証書等）
- ④保護者の振込先が分かる口座通帳等の写しをとってください。
- ⑤申請書に各証明書類等の写しを添付し、お住まいの地区を担当する民生児童委員に連絡し、面談を受けてください（連絡先等は村社会福祉協議会へお問い合わせください。電話：0241-28-3757）。
- ⑥面談後、申請書類一式を学校へ提出してください。

※令和4年度ですでに就学援助費の認定を受けている世帯は、②と④の書類の提出のみで結構です。

※審査に伴い、教育委員会及び学校において生活状況の調査をさせていただく場合があります。

【提出先】

小学校入学の場合：入学予定の小学校

中学校入学の場合：現在通学している小学校

3 令和5年4月以降の就学援助について

- ・新入学準備金の支給を受けた方につきましては、「令和5年度就学援助制度」の「新入学児童生徒学用品費等」は対象となりません。
- ・4月以降の「令和5年度就学援助制度」を希望する場合は、別途申請が必要です。
- ・「令和5年度就学援助制度」では、新年度の所得基準で所得審査を行います。「新入学準備金」と審査結果が変わる場合もあり、就学援助費の支給を受けられない場合もありますのでご了承ください。
- ・「新入学準備金」申請の提出漏れや、審査結果で不決定となっても「令和5年度就学援助制度」で認定を受けた場合には、これまでどおり第1期分支給時に「新入学児童生徒学用品費等」として支給いたします。